

裁 決 書

審査請求人 ○○ ○○

処 分 庁 兵庫県尼崎市長

審査請求人が平成29年6月28日に提起した、処分庁による平成29年4月3日付けの審査請求人に対する平成29年度固定資産税・都市計画税の賦課処分に係る審査請求（平成29年度審査請求第4号）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事 案 の 概 要

- 1 審査請求人は、同人が所有する尼崎市■■■所在の土地の一部（平成29年度固定資産税・都市計画税課税明細書によれば■■■ ×丁目）及び■■■ △丁目所在の土地（以下これらの土地をあわせて「本件土地」という。）を、同人が経営し、本件土地に隣接する◆◆病院の利用者のための駐車場（以下「本件駐車場」という。）の用に供している。
- 2 本件土地は、非課税土地に該当するとして、平成28年度分の固定資産税・都市計画税は賦課されていなかった。
- 3 平成28年9月23日、尼崎市資産統括局税務管理部資産税課の職員（以下「資産税課職員」という。）が、本件土地について平成29年度分の固定資産税等の賦課に係る現地調査を行ったところ、本件土地上に、同年10月1日から本件駐車場の運営が変更され、それまで無料駐車場であったのが有料駐車場になる旨のポスター及び料金表示板が掲示されているのを確認した。
同年10月13日、資産税課職員は再度現地調査を行い、上記ポスター及び料金表示板等の設置状況が同年9月23日に確認した状況と変わらないことを確認した。
同年12月上旬、資産税課職員が、審査請求人の職員等に対し説明を求めたところ、審査請求人は、同年10月1日から一般財団法人▲▲公社（以下「公社」という。）に本件駐車場の管理を包括的に委託し、併せて駐車料金の徴収を開始した旨回答した。
- 4 処分庁は、本件土地は非課税土地に該当しないとして、本件土地に係る平成29年度分の固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）の課税処分（以下「本件処分」とい

う。)を行い、平成29年4月3日、審査請求人に納税通知書を送付した。

- 5 審査請求人は、平成29年6月28日、尼崎市長に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、本件駐車場につき公社に管理運営を委託しているが、委託料は無料であり、そのため公社は安価な料金設定で本件駐車場の管理運営ができており、審査請求人自身は収益を得ていないので、本件処分は地方税法（以下「法」という。）第348条第2項第11の3、法702条の2第2項に違反しており、違法であるから本件処分は取り消されるべきものである、と主張する。

2 処分庁の主張

- (1) 審査請求人は本件土地の所有者として登記されている者であり、本件土地に対する固定資産税等の納税義務者となるべき者である。
- (2) 法第348条第2項は、一定の固定資産に対して固定資産税の非課税措置を講ずることで特定の政策目的を推進し、間接的に公益を実現する趣旨であり、同項第11号の3で消費生活協同組合法による組合等が所有し、かつ経営する病院及び診療所（以下「組合病院等」という。）において直接その用に供する固定資産（以下「組合病院等資産」という。）が非課税とされたのは、組合病院等は国民の生命及び健康の維持という特に公益性の高い事業を行う施設であることに鑑み、組合病院等資産を非課税とすることにより、組合病院等の健全な発展を目指したからであると解される。
- (3) 具体的な非課税要件は法令に定められており、組合病院等資産が非課税とされるのは、その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある駐車施設等の用に供する固定資産以外の組合病院等資産である場合に限られる（地方税法施行令（以下「令」という。）第50条の2の2）。これは、駐車施設がその利用の対価又は負担を徴するものである場合は、当該駐車施設は一般の月極駐車場のその他の有料駐車場と同じく収益を目的とする駐車施設としての性格を帯びるため、特に公益性の高い事業の目的に資するとは必ずしもいえないことから、非課税措置の対象から除外されたと解される。
- (4) 固定資産税等は原則として資産の保有という事実そのものに着目して課税される財産税であって、資産の使用収益の帰属に着目して課税される収益税とは異なる性質を有するものであり、組合病院等資産が非課税に該当するか否かは、組合病院等資産から生ずる収益の帰属主体に関係なく、当該組合病院等資産が客観的にその利用の対価又は負担として支払うべき金額の定めのあるものであるか否かによって判断されるべきである。
- (5) 以上から、平成29年度分の固定資産税等の賦課期日である平成29年1月1日において本件駐車場が所在する本件土地は、非課税には該当していなかったとの認定に何ら違法不当な点はない。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法第343条第1項は、固定資産税は、固定資産の所有者に課する旨規定しており、同条第2項では、前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿等に所有者として登記されている者をいう、とされている。法第702条第2項により、都市計画税についても同様である。
- (2) 法第348条第2項では、固定資産税を課することができない固定資産について規定しており、同項第11号の3では、「・・・消費生活協同組合法及び・・・による組合及び連合会が所有し、かつ、経営する病院及び診療所において直接その用に供する固定資産で政令で定めるもの（以下略）」が非課税の固定資産として挙げられている。

そして、令第50条の2の2では「法第348条第2項第11号の3に規定する政令で定める固定資産は、その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある駐車施設その他の施設で総務省令で定めるものの用に供する固定資産以外の固定資産とする。」と定められている。

また、法第702条の2第2項では、「市町村は、第348条第2項・・・の規定により固定資産税を課することができない土地又は家屋に対しては、都市計画税を課することができない。」と定められている。

2 本件土地について

- (1) 審査請求人が、本件土地の所有者として登記されている者であり、本件土地に対する固定資産税等の納税義務者となるべき者である。
- (2) 本件土地は、消費生活協同組合法による組合である審査請求人が経営する◆◆病院の利用者のための駐車場の用に供されており、法第348条第2項第11号の3の「消費生活協同組合法・・・による組合が所有し、かつ、経営する病院・・・において直接その用に供する固定資産」に該当するが、それが「政令で定めるもの（以下略）」にあたらなければ、固定資産税等を課することができない固定資産とはいえない。
- (3) そうしたところ、令第50条の2の2では「法第348条第2項第11号の3に規定する政令で定める固定資産は、その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある駐車施設その他の施設で総務省令で定めるものの用に供する固定資産以外の固定資産とする。」と規定されている。

そのため、駐車場の用に供されている本件土地が「その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある駐車施設」に該当するかどうか問題となる。

- (4) 審査請求人は、本件駐車場の利用の対価又は負担として支払うべき金銭を受領していないことを理由に、令第50条の2の2の「その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある駐車施設」に該当しないと主張している。
- (5) しかし、そもそも固定資産税は、当該固定資産の資産価値に着目し、その所有という事実に基づく課税力を認めて課する一種の財産税であって、個々の固定資産の収益性の有無にかかわらず、その所有者に対して課するものである。本件の場合において、令第50条の2の2は、駐車施設の形態に着目した要件になっており、駐車施設の利用者が支払うべき利用料金が設定されているとい

う外形的・客観的事実が認められれば原則どおり課税するという扱いと解され、当該固定資産からその所有者が収益を得ているか否か、あるいは駐車施設の利用者が支払った利用料金が誰に帰属するかにより、固定資産税等につき課税するか非課税とするかを区別すべき理由はない。さらに、納税義務の公平な分担の見地からも、本件土地が他の有料駐車場と同じ外形的事実があるならば、他の有料駐車場と同様に原則どおり課税すべきである。

- (6) 公社が本件駐車場の利用者から利用料金を徴収していることは、審査請求人も認めており、本件土地は令第50条の2の2の「その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある駐車施設」に該当すると認められる。

3 小括

よって、本件土地は、法第348条第2項第11号の3、令第50条の2の2で非課税とする固定資産には該当せず、本件土地に対する固定資産税の賦課は適法である。また、法第702条の2第2項に規定に基づき、本件土地に対する都市計画税の賦課も同様に適法である。

4 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

5 結論

以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないことから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成30年3月5日

審査庁 尼崎市長 稲村 和美

(教示)

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、尼崎市を被告として、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、尼崎市を被告として（訴訟において尼崎市を代表する者は尼崎市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。